

防火管理に係る消防計画（例）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、防火管理者が_____の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全および被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画を適用する者の範囲は、当該防火対象物に勤務し、出入するすべての者とする。

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 管理権原者の当該権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。

- 2 管理権原者は、防火対象物の管理形態等を別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、防火管理者に防火管理業務を適正に行わせなければならない。

（管理権原者の責務）

第4条 管理権原者は、防火管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる資格者を、防火管理者として選任しなければならない。

- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成または変更する場合には、必要な指示を与えなければならない。

★4 各管理権原者は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画を確認する。

（★印の部分は、該当する場合に記載するものとする。（以下同じ。））

（防火管理者の業務と権限等）

第5条 防火管理者は、この計画の作成および実行についてすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成および変更
- (2) 自衛消防の組織に係る事項

- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備およびその立会い
- (5) 避難通路，避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 従業員等に対する防火教育・訓練の実施
- (8) 火気の使用，取扱いの指導，監督
- (9) 改装工事など工事中の立会いおよび安全対策の樹立
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) 関係機関との連携
- (12) その他防火上必要な事項
- ★(13) 統括防火管理者への報告
 - ア 防火管理者に選任または解任されたとき。
 - イ 消防計画を作成または変更するとき。
 - ウ 防火対象物の法定点検の実施および結果について。
 - エ 消防用設備等の法定点検の実施および結果について。
 - オ 建築物等の定期検査の実施および結果について。
 - カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したときおよびそれらを改修したとき。
 - キ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）または電気設備の新設，移設，改修等を行うとき。
 - ク 臨時に火気を使用するとき。
 - ケ 催物を開催するとき。
 - コ 大量の可燃物の搬入および危険物の貯蔵・取扱いを行うとき。
 - サ 避難通路等の変更を行うとき。
 - シ 用途および設備を変更するときまたは内装改修・改築等の工事を行うとき。
 - ス 消防計画に定めた消防機関への報告および届出等を行うとき。
 - セ 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - ソ 防火管理業務または防火管理者の業務を委託するとき。
 - タ 消防機関が行う検査等の実施および結果について。
 - チ 統括防火管理者から指示された事項を実施したとき。
 - ツ その他防火管理上必要な事項

★（防火管理業務の委託）

第6条 防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は，この計画に定めるところにより，管理権原者および防火管理者の指示，指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者の防火管理業務の実施範囲および方法は、別表2のとおりとする。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について定期的に防火管理者に報告する。

(予防活動組織)

第7条 予防的活動に係る組織は、防火管理者を中心に階などを単位として防火担当責任者を、また各室、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表3のとおり定めるものとする。

- 2 防火担当責任者は、次の業務を行う。
 - (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督に関すること。
 - (2) 防火管理者の補佐
- 3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。
 - (1) 火気管理に関すること。
 - (2) 自主検査表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設および消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
 - (3) 防火担当責任者の補佐

(出火防止対策)

第8条 防火管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めるものとする。

- 2 防火管理者は、次の事項について喫煙および火気等の使用の制限を行うものとする。
 - (1) 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行うものとする。
 - ア 歩行中の喫煙、くわえたばこを禁止する。
 - イ 毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかけて安全を図る。
 - (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所は、厨房および給湯室を除くすべての場所とする。

(放火防止対策)

第9条 防火管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

- (1) 廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理、整頓または除去を行う。
- (2) 物置、空室、倉庫等の施錠管理など、第三者が入れない環境作り

を行う。

- (3) アルバイト，パート，派遣などの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消および死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
- (5) 休日，夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- (6) 最終退館者は，火気および施錠の確認を確実に行う。
- (7) 全従業員等に対する放火防止意識の高揚策を図る。

(火災予防上の自主検査等)

第10条 火災予防上の自主検査は別表4により，消防用設備等の自主点検（点検基準）は，別表5により実施する。

- 2 検査および点検結果は，防火管理者が管理権原者等に報告し，不備欠陥については改修計画を樹立し整備する。
- 3 点検結果の記録は，「防火管理維持台帳」に編冊して3年間整備保存する。

(避難施設等の維持管理)

第11条 避難施設の維持管理は次による。

- (1) 避難口，階段，避難通路等には避難の障害となる設備を設けたり物品を置いてはならない。
- (2) 防火戸の付近には，常に閉鎖の障害となるような物品を置いてはならない。
- (3) 防火壁，内装その他の防火上の構造に不備欠陥があれば，改修すること。

(震災対策)

第12条 防火管理者は，地震時の災害を予防するため，ロッカー等の転倒防止措置，看板・広告塔等の落下防止措置等を行う。

- 2 地震等の災害に備え，救助救護等の資器材および非常用物品を確保し，維持管理を行う。
- 3 地震が発生した場合，次の安全措置を行うものとする。
 - (1) 地震発生直後は，身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 火気使用設備器具の直近にいる者（従業員）は，電源および燃料の遮断等を行い，防火管理者に状況を報告する。
 - (3) 防火管理者は，二次災害の発生を防止するため，建物，火気使用

設備器具等について点検, 検査を実施し, 異常が認められた場合は, 応急処置を行う。

- 4 地震時の活動は, 消防計画の自衛消防組織による活動を原則とする。
 - (1) 自衛消防隊長は, 建物内外の状況を把握し, 必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させるとともに, 混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
 - (2) 避難にあつては, 身の安全を確保した後, _____ へ避難させる。
- 5 事業再開時には, 建物の被害状況を把握し, 身の安全を図り復旧作業を行う。
- 6 火気使用器具等の破損状況を検査し, 安全であることを確認した後, 使用を再開する。
- ★ 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る事項については, 別に定める。

(工事における安全対策)

第13条 増築等の工事を行おうとするときは, あらかじめ防火管理者は消防機関と協議する。

- 2 防火管理者は, 増築等の工事を行う場合, 工事施工責任者に対して工事計画書を事前に提出させ, 必要な指示を行う。
- 3 防火管理者は, 工事に立会い, 火気の使用または取扱いに関する監督を行う。
- 4 工事人に対して, 指定された場所以外では喫煙および裸火の取扱いをさせない。
- 5 工事人に対して, 火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し, 掲示させるとともに, 次の対策をさせる。
 - (1) 溶接, その他の火気等を使用する工事を行う場合は, 消火器等を準備する。
 - (2) 塗装などに危険物等を使用する場合は, その都度, 防火管理者の承認を受ける。

(自衛消防の組織等)

第14条 消防計画に定める自衛消防組織は, 別表6により編成し, 災害発生時の任務は次による。

- (1) 自衛消防隊長・副隊長
 - ア 自衛消防隊の活動を総括し, 全体を指揮する。
 - イ 火災に係る情報を集約し公設消防隊に報告する。

(2) 通報連絡班

- ア 119番に通報する。
- イ 非常ベルを鳴らすなど、在館者に災害発生を知らせる。
- ウ 関係機関や関係者へ連絡する。

(3) 避難誘導班

- ア 避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導に当たる。
- イ 非常警報器具等を活用し、避難口に誘導する。
- ウ エレベーター等の使用を制限する。
- エ 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。
- オ 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、すべての防火戸等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。

(4) 消火班

消火器具・消火設備等を活用し、消火活動を実施する。

(5) 救護班

- ア 負傷者に対する応急処置を実施する。
- イ 救急隊と連絡を密にして負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- ウ 負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

(従業員等の防火・防災教育)

第15条 従業員等に対し防火・防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育の内容は、概ね次の項目について教育する。

- ア 火災予防上の遵守事項
- イ 防火管理に関する従業員各自の任務および責任の周知徹底
- ウ 震災対策に関する事項
- エ その他火災予防上必要な事項

(2) 教育の実施方法

- ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
- イ 毎日の朝礼時または就業時に合わせて実施する。
- ウ その他

(従業員等の訓練)

第16条 防火管理者は従業員等に対し、火災、地震その他の災害が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるように次により訓練を実施する。

2 訓練種別

消火、通報および避難の訓練

3 訓練実施計画は（年_____回）とし、実施時期は（ _____月・_____月）とする。

（消防機関との連絡等）

第17条 管理権原者または防火管理者は、消防機関との連絡を図り、次の事項について通報または届出を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 訓練実施の通報「自衛消防訓練等通知書」届出
- (4) 消防用設備等点検結果報告届出
- (5) 増築等の工事を行うときの「工事中の消防計画書」届出
- (6) その他消防法令により義務付けられている届出

（その他防火管理上必要な事項）

第18条 前条までに定めるもののほか、防火管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この計画は、 _____年 _____月 _____日から施行する。